

別 記

特定個人情報等取扱特記事項

第1 総則

(基本的事項)

- 1 乙は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等の取扱いを適正に行う。

(法令等の遵守)

- 2 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の法令、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号。以下「ガイドライン」という。）等（以下「法令等」という。）を遵守する。

(安全管理のための規程)

- 3 乙は、組織として特定個人情報等を適正に取り扱うため、次の事項等をその内容に含む基本方針を定める。
 - (1) 法令等を遵守することの宣言
 - (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及びき損（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）に関する事項
 - (3) 質問及び苦情処理の窓口
- 4 乙は、次の事項等をその内容に含む取扱規程等をあらかじめ定め、特定個人情報等を取り扱うための体制及び情報システムを整備する。
 - (1) 取得、利用、保存、提供、削除又は廃棄等（以下「利用等」という。）の特定個人情報等の管理の段階に応じた特定個人情報等の取扱方法
 - (2) 特定個人情報等を取り扱う事務の管理の責めに任ずべき者（以下「責任者」という。）及び責任者が取り扱う特定個人情報等の範囲
 - (3) 特定個人情報等を取り扱う事務を担当する者（以下「事務取扱担当者」という。）及び当該事務並びに事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲
- 5 乙は、特定個人情報等についての秘密を保持するために必要な事項を、就業規則等に定める。

第2 管理体制

(事故発生時等のための体制及び手順等の整備)

- 1 乙は、この契約若しくは取扱規程等に違反する事態又は情報漏えい等の事案が生じ、又は生じるおそれを責任者、事務取扱担当者その他の乙の指揮監督を受けてその事務に

従事している者（以下「事務従事者」という。）が把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。

（記録の整備）

- 2 乙は、特定個人情報ファイルの利用、出力及び削除、特定個人情報等を記録した書類及び記録媒体等の持ち出し並びに機器等の廃棄の記録その他の取扱規程等に基づく運用状況を確認するための記録を整備する。

第3 研修等

（事務従事者への監督）

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う特定個人情報等の適切な管理が図られ、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の特定個人情報等の保護及び適正な取扱いに必要な事項を周知させる。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た特定個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た特定個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

（事務従事者への研修等）

- 3 乙は、定期に、事務従事者に対し、特定個人情報等を取り扱うに当たって留意すべき事項等に関する研修等を行う。

第4 特定個人情報等の取扱い

（収集の制限）

- 1 乙は、この契約による事務を行うために特定個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（安全管理措置等）

- 3 乙は、安全管理措置その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、特定個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該

場所以外に持ち出してはならない。

(取扱区域)

- 5 乙は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する場所及び特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する場所（以下「取扱区域」という。）を明確に定め、安全管理措置を講じる。

(持ち出し)

- 6 乙は、甲が承諾した範囲において、機器等を取扱区域から持ち出す場合には、機器等を紛失したときに第三者に個人番号が知られることがないように措置を講じ、持ち出した後に機器等の所在を特定できる手段を利用する等、安全な方法でこれを行う。

(目的外利用の禁止)

- 7 乙は、特定個人情報等を、この契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の制限)

- 8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された特定個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(削除又は廃棄)

- 9 乙は、機器等を廃棄する場合には、廃棄した機器等に記録されていた特定個人情報等を復元することができないようにする。
- 10 乙は、特定個人情報ファイルのうち特定個人情報等の一部を削除する場合には、削除した特定個人情報等を容易に復元することができないようにする。
- 11 特定個人情報等の廃棄又は削除は、甲が承諾した場合に限り、その作業を第三者に委託することができる。この場合においては、乙は、当該第三者が削除又は廃棄したことを証する書類を徴する等により確認する。

第5 再委託

(再委託の制限)

- 1 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(再委託の契約)

- 2 乙は、この契約による事務について、第三者にその取扱いを委託するときは、次の事項をその内容に含む契約を締結する。
- (1) 委託をしようとする者は、あらかじめ、甲の許諾を得なければならないこと
- (2) 委託を受けた者は、「第4 特定個人情報等の取扱い」に定める措置その他の甲が乙に対して委託するときの特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同一の措置を講じること
- (3) 更に順次委託が行われる場合において、その順次行われたそれぞれの委託の委託をした者と委託を受けた者との間の契約について、上記(1)及び(2)の事項をその内容に

含む契約を締結しなければならないこととすること

(再委託についての通知)

- 3 乙は、この契約による事務について、第三者にその取扱いを委託したときは、その旨及び契約を締結したことを証する書類その他甲が求める書類を、甲に対して送付する。

(再委託先の監督)

- 4 乙は、この契約による事務について、第三者にその取扱いを委託したときには、当該第三者を適切に監督する責任を負う。当該第三者が再委託その他の順次行われる委託をしたときには、乙は、その受託者を適切に監督する責任を負う。

第6 安全確保上の問題への対応

(事故発生時における報告)

- 1 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(情報漏えい等の事案の発生時における措置)

- 2 乙は、情報漏えい等の事案が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、当該事案による被害又は当該事案に類似する事案の発生を防止するため、次の措置を講じる。
 - (1) 事実の調査及び原因の究明
 - (2) 影響を受けるおそれのある者への連絡
 - (3) 甲並びにガイドラインの「第 3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」に従った個人情報保護委員会への報告
 - (4) 再発を防止するための取り組み等（以下「再発防止策」という。）の検討及び決定
 - (5) 事実、再発防止策及びその他必要な事項の公表

第7 監査及び点検の実施

(把握)

- 1 乙は、特定個人情報等の取扱いの状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組みなければならない。

(監査及び点検)

- 2 乙は、特定個人情報等の取扱いの状況について、定期に又は随時、監査又は点検を実施する。ただし、乙は、乙以外のものに、監査を実施させることを妨げない。

第8 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にあ

る者をいう。)の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第9 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第10 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

- 1 甲は、乙がこの契約により行う特定個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

- 2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の特定個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、特定個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第11 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先(順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。)の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、及び当該事務において取り扱われる特定個人情報等の内容、当該特定個人情報等に係る本人(個人情報によって識別される特定の個人をいう。)の数、事務取扱担当者の数及び過去における情報漏えい等の有無等に照らして、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。